

令和2年4月30日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

## 新型コロナウイルス感染症対応にかかる 母子生活支援施設からの緊急要望

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国母子生活支援施設協議会  
会長 菅田 賢治

全国に新型コロナウイルス感染症の「緊急事態宣言」が発令されているなか、母子生活支援施設では感染への不安、児童の休校、母親の仕事や収入への不安、さらに外出自粛によるストレス等により、精神的に不安定になる母親と子どもが増えています。

こうしたなか、母子生活支援施設では利用者である母親と子どもの生活を守り自立を支援し続けるために、施設の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の強化（マスク着用や検温、施設内共有スペースの消毒等）や、日々変化する感染症情報の利用者への周知、利用者の家庭における感染予防への支援、生活と経済的な困窮等に対する相談支援などの取り組みを一層重ねています。

一方、母子生活支援施設には障害や疾病、外国籍であるなど様々な利用者があります。母親の就労先の業務停止など刻々と変化する事態に個別的支援の対応が求められています。仮に利用者や職員に感染や感染の不安が生じた場合、職員体制の維持や支援の継続の困難などが強く懸念されます。また、多くの施設で消毒薬やマスクなどの衛生用品が不足しています。

こうした状況ではありますが、外出自粛の長期化等が懸念されるなか、母親と子どもの生活を守り抜くことが母子生活支援施設の使命です。さらに、新型コロナウイルスの影響により生活困窮にいたった母子世帯の支援や住居の確保等、委託一時保護も含めて、母子生活支援施設が果たすべき役割を一層担ってまいります。

つきましては、こうした困難の中にあっても母子生活支援施設が質の高い支援を継続して行っていくことができるよう、以下の要望事項についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. PCR検査を優先的に実施していただきたい

施設内での感染防止のため、利用者である母親と子ども、施設職員等に新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合には、公費負担によりPCR検査を優先して実施してください。

## 2. マスク、消毒液等の衛生用品を優先的に確保していただきたい

感染防止のために母親と子ども、施設職員が使用するマスク、アルコール消毒液等の衛生用品が不足しています。各事業所での確保には限界があるため、国や都道府県により優先的に確保・支給していただくようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染防止対策の補助金は、都道府県の一括購入への補助ですが、施設が高額でも購入せざるを得ない状況となれば、事後に請求できるなど柔軟な対応をお願いします。

## 3. 母親が感染した場合の子どもの支援体制を整えていただきたい

母子生活支援施設を利用する母親が感染して入院等した場合の子どもの預け先や支援の確保は、母親と子どもの利益を図るためにも極めて重要です。母子世帯への支援について関係機関が事前に十分に協議・調整し、こうしたケースが生じた際には速やかに対応ができるような体制を各地域で整えてください。

## 4. 支援の必要な母子のため、施設を積極活用いただきたい

就労先の休業に伴う収入減による生活困窮やDVからの避難など、支援を必要とする母子家庭のため、母子生活支援施設を積極的に活用してください。

## 5. 母子の入所前の健康状態の確認と入所後のフォローをしていただきたい

緊急事態宣言が全国に発令され人の移動自粛が求められているなかにあっても、広域的なものや緊急一時保護も含め、DV避難者等の受入れと支援を継続していく必要があります。そのためには、入所前の健康状態確認の徹底と必要に応じたPCR検査の実施、入所後の健康面のフォローが必要であり、これらの対応が市町村において確実に行われるよう措置を講じてください。

## 6. 特別定額給付金を申請するDV避難者の情報を守っていただきたい

DV避難者等に係る特別定額給付金については、住民票所在市町村ではなく、避難先自治体から支給することとされております。DV避難者等への給付の確保とともに居住地情報が配偶者へ流出することがないよう、徹底した対応をお願いします。

## 7. 保護単価等柔軟な運用をしていただきたい

新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みをすすめるなか、移動・外出自粛や感染不安などから利用率低下が懸念されます。人員基準については柔軟な取扱いを可能としていただきましたが、事務費保護単価や暫定定員の適用除外をはかるなど、特例的な取扱措置をお願いします。

さらに、既存職員の負担過重に対する特例加算等について財政措置を講じてください。